

志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画改訂版 【概要】

1 目的

「平成30年3月一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（以下、「前計画」という。）の策定から5年が経過しました。現在、前計画におけるごみ処理施設の整備方針に基づき、富士見環境センター基幹的設備改良工事を進めておりますが、これまで新座環境センター西工場の老朽化に伴う整備方針の策定が課題となっているため、新たに改訂を行ったものです。

2 位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的な視点で策定し、今後の本組合及び構成市共通の廃棄物行政の指針となるものです。

3 計画期間

計画期間は前計画の策定時と同じ、平成29年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とした10年間とします。本年度である令和3年度は中間年度とし、前計画の基本方針及び施設整備計画等の見直しを行います。



4 基本理念

環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けたごみの適正処理の推進

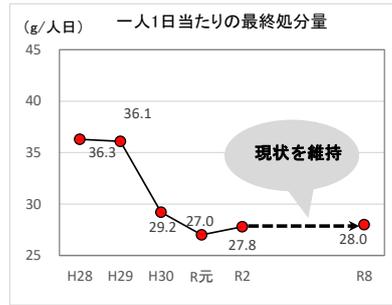
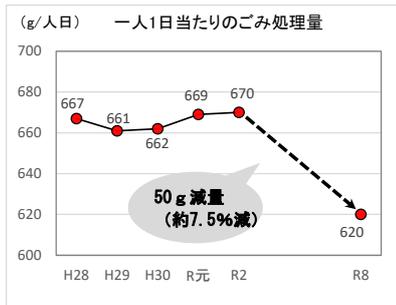
5 基本方針

本組合では、今後とも、構成市や地域住民・事業者等との連携及び協力のもとで、より一層のごみ減量化及び資源化を推進するとともに、適正な施設の運営・管理に基づくごみの適正処理に努め、循環型社会の実現に向けて全力で取り組んでいくものとします。

- 基本方針1. 廃棄物の適正かつ効率的な中間処理の推進
- 基本方針2. 廃棄物の資源化の推進
- 基本方針3. 最終処分量の減量化及び減容化の推進
- 基本方針4. 計画的に処分できる最終処分先の確保
- 基本方針5. 環境に配慮した計画的な施設整備の推進
- 基本方針6. 構成市との連携による廃棄物の発生抑制及び排出抑制の推進

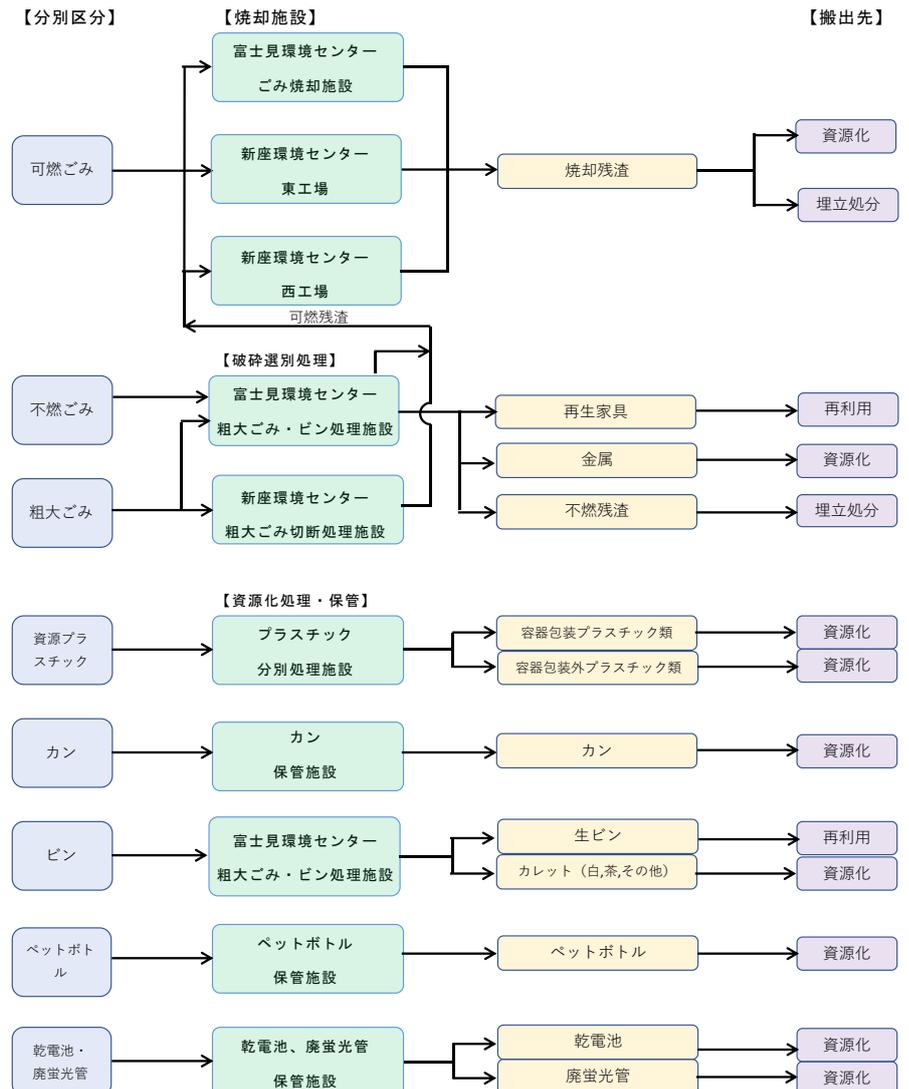
6 数値目標

指標	基準 (R2)	目標 (R8)	削減率
一人1日当たりのごみ処理量	670 g/人日	620 g/人日	R2比 7.5%減
一人1日当たりの最終処分量	27.8 g/人日	28 g/人日	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画と同じ数値目標



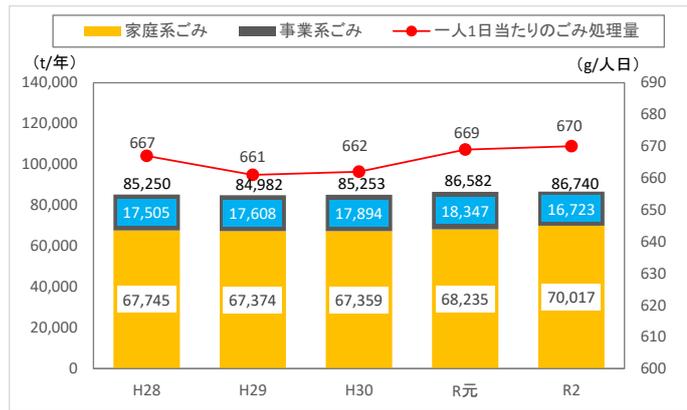
7 ごみ処理の流れ

本組合では、ごみの種類に応じて、焼却処理、破碎選別処理、資源化処理・保管を行い、資源化または、埋立処分を行っております。なお、再生家具は、富士見環境センターにおいて、市民へ販売しています。



8 ごみ処理量

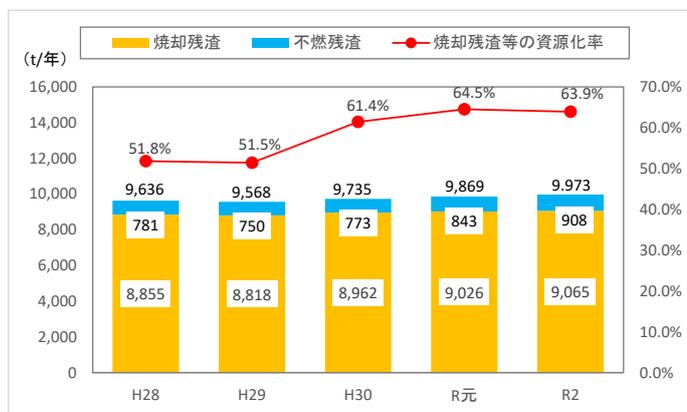
本組合では、一人1日当たりのごみ処理量並びに総ごみ処理量ともに、ほぼ横ばいで推移しています。



9 最終処分量

本組合では、可燃ごみ等の焼却処理に伴う焼却残渣並びに不燃ごみ及び粗大ごみの破碎処理に伴い不燃残渣が発生し、埼玉県環境整備センターや民間業者での埋立処分のほか、焼却残渣の半分以上を民間業者で人口砂や道路路盤材、再生砕石等として資源化しています。

なお、焼却残渣等の資源化率は直近の3年間、横ばい傾向にあります。



10 ごみ焼却施設の状況

	富士見環境センター	新座環境センター (東工場)	新座環境センター (西工場)
処理能力	90t/24h×2 炉	90t/24h×1 炉	90t/24h×1 炉
竣工年月	昭和61年3月	昭和54年1月	平成6年9月
処理率	1号炉：80.9% 2号炉：81.3%	93.8%	94.2%
年間稼働日数	1号炉：239日 2号炉：246日	281日	274日
炉出口ガス温度	令和2年度から令和4年度にて 基幹的設備改良工事を実施中	設計条件超過の時間帯あり	—
ガス冷却室 出口ガス温度		設計条件超過の時間帯あり	—
バグフィルタ 出口ガス量		—	—
補修・交換が 望ましい設備	—	燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、 排ガス設備、通風設備、給排水 設備、土木・建築設備	受入供給設備、燃焼設備、燃 焼ガス冷却設備、灰出設備、 給排水設備、排水設備、土木・ 建築設備

11 ごみ処理の課題

ごみの排出及び搬入に関する課題

- ・ごみ出しルール の周知徹底
- ・ごみ処理手数料の適正化

ごみ処理及び処分に関する課題

- ・ごみ焼却施設の老朽化への対応
- ・焼却処理量の削減
- ・最終処分量の削減
- ・ごみ処理経費の削減

12 排出抑制及び資源化に関する計画

市民及び事業者の意識啓発

- ・意識啓発・情報提供
- ・環境教育・環境学習
- ・リサイクル資源の分別徹底
- ・生ごみ減量化の推進

リサイクルの推進

- ・粗大ごみ再生の推進
- ・有機性廃棄物資源化の検討
- ・ごみ処理施設における資源回収の徹底

13 ごみの搬入に関する計画

直接搬入ごみにおける減量化の推進

- ・搬入確認の徹底
- ・事業者への指導

ごみ処理に係る費用

- ・ごみ処理手数料の見直し
- ・ごみ処理に係る費用の調査・研究

14 中間処理計画

ごみ処理施設の整備方針

本組合における富士見環境センターごみ焼却施設を除いた施設は、適切な維持補修に加え、懸案設備の一部補修工事を行う延命化とします。また、全ての施設は令和20年度頃まで使用していくものとします。なお、それ以降は、ごみ処理量の推移や施設の老朽化具合を踏まえ、次回基本計画の見直しとなる令和8年度には、焼却施設の統廃合や更新に向けた具体的なスケジュール等の検討を進める必要があることとします。

施設	施設名	整備方針	方針の理由
ごみ焼却施設	富士見環境センター	長寿命化	前計画の方針のとおり、令和2年度から令和4年度にて基幹的設備改良工事を実施中である。
	新座環境センター (東工場)	延命化	前計画の方針のとおり、延命化。過去5年間の処理率も93.8%と安定した処理である。
	新座環境センター (西工場)	延命化	定量的判断に必要な長寿命化(費用)と延命化(便益)の費用対効果分析を行った結果、前計画の方針である長寿命化(基幹的設備改良工事)は、費用対効果が得られない。また、精密機能検査の結果、過去5年間の処理率は94.2%と安定した処理率である。
資源化処理施設	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 プラスチック分別処理施設	延命化	安定した運転が行われている。
	新座環境センター 粗大ごみ切断処理施設	延命化	安定した運転が行われている。

適正な中間処理の推進

- ・適正な施設の維持管理
- ・環境負荷の低減
- ・民間業者との連携強化
- ・安定した処理体制の確保
- ・新技術動向の把握

15 最終処分計画

最終処分量の削減

最終処分先の確保及び資源化率の向上

編集・発行：志木地区衛生組合（令和4年3月）